



## 1. 会議への報告による事例管理

### (1) 報告の留意点

担当者は調査・各種診断結果（児童福祉司は社会診断結果、児童心理司は心理診断結果、一時保護課職員は行動診断結果、市町村では調査、指導結果等）、リスクアセスメントシート、緊急性アセスメントシートとあわせて意見及び援助方針を援助方針会議／ケース検討会議に提出する。

初期調査報告時に定めた日（初期調査報告日から1ヶ月以内）に提出するが、早急な一時保護等を要する事態であれば、臨時に会議を開催する。

個人が特定できないなど情報が少なく、初期調査報告後1ヶ月以内での援助方針策定が困難である場合には、期限前に「現況報告」を援助方針会議／ケース検討会議に提出する。援助方針策定困難な理由を明確にし、タイムスケジュールの修正を組織として行い、あらためて、援助方針会議／ケース検討会議に提出し組織として対応を決定する。

### (2) 在宅による援助（継続指導開始）

在宅による援助となる場合は、具体的な援助方針を策定し（定例・臨時）援助方針会議／ケース検討会議に提出して「継続指導開始」とする。家庭や虐待の状況は時間経過とともに変化するため、援助方針の見直しが必要となる。そのため、援助方針の策定にあたっては、必ず再評価の時期を設定する。期間の設定は、緊急性アセスメントシートにより、原則としてAAは2週間以内、Aは1ヶ月以内、Bは3ヶ月以内、Cは3~6ヶ月程度を目安とする。リスクアセスメントシートにおいて、不明項目が多い場合は、今後それらの情報が収集できるような調査・診断を心がける。

児童相談所による継続指導開始ケースについては、市町村に連絡し、要保護児童対策地域協議会の一元管理のもと、各支援機関の役割を確認していくことが望ましい。

### (3) 再評価の時期

再評価の時期設定については、ケースが持つ特殊性、リスクアセスメントシートの結果を参考とともに、進学進級や学校の長期休暇等、生活の変化が生じる可能性がある時期、担当者変更の時期なども考慮する必要がある。

再評価の時期には、リスクアセスメントシートと緊急度アセスメントシートの結果を参考にしながら、ケースのおおよその経過と援助効果、達成段階、残された課題及び今後の援助方針を整理して会議に提出する。

## 2. 援助方針(援助指針)の決定

### 児相

- ① 援助方針会議は所長、次長、主席児童福祉司、各課長、上席児童福祉司、担当者等で構成する。必要により、市町村職員や児童虐待対応専門委員等の同席も考慮する。
- ② 会議は、児童福祉司による社会診断に基づく意見、子どもや保護者に関わりを持った児童心理司や小児科医、精神科医、一時保護所職員による診断所見及び意見をつき合わせて、当該ケースの子どもと家庭にとってより良い解決策を協議する。
- ③ とくに、一時保護した場合は情報量が多くなるので、判定会議により各担当者の診断所見や意見が対比しやすい資料を用意して、総合診断と援助方針(具体的な援助内容、方法)を決定する。里親委託や施設入所の場合は援助指針を作成するため、その書式に則って作成する。『在宅による援助』と『親子分離による援助』の選択にあたっては、その積極的な理由も明確にし、子どもや家庭にとって何を目指すのかという最終目的を意識する。
- ④ 家庭からの分離の判断については、リスクアセスメントシートを参考とする。
- ⑤ 虐待ケースについて援助方針会議にて援助方針を決定する場合は、必ず【定例・臨時】援助方針会議録(様式38書式編P61)「1 リスクアセスメント結果及び緊急度アセスメント結果」「5 会議結果」「6 次回個別支援会議」「7 次回報告日」を記入する。また、担当者が示した意見と会議の結論が異なった場合、【定例・臨時】援助方針会議録「2 会議の結論」「3 結論に至った理由」を記録する。最終的に担当者の意見と同じでも、会議の中でさまざまな観点から議論がなされた場合は、その議論の論点を会議録に残すことが望ましい。記録はあらかじめ決められた記録者が担当し、「2 会議の結論」「3 結論に至った理由」を読み上げるなどして確認することが大切である。

### 3. リスクアセスメントシート

#### (1) リスクアセスメントシートとは

子ども虐待対応にあたっては、家族全体に関する情報に基づいて虐待の発生要因と背景を明らかにし、虐待再発防止のための支援計画を立てるための見立て、アセスメントが重要である。

リスクアセスメントは、特に虐待のリスクを評価する、あくまで子どもの安全を確保するための一つの道具である。アセスメントが総合的なものとするならば、リスクアセスメントはその一部、あるいは補助と言える。

リスクアセスメントシートは、子どもの保護の要否判断する際の補助とするための客観的指標を用いたシートだが、その活用範囲は案外と広く、その効果については下記のような事項が考えられる。

- ① 一時保護の決定が難しい局面や長期化したケースについて、関係機関相互の意見が違ったとき、ケースの客観的な見立て直しをするときに役立つ。
- ② 担当者の経験則、思い込みや希望的観測ができるだけ排除し、判断の客観性・的確性を高め、対応の遅れを防止する可能性もある。
- ③ 必要な情報についてのチェックや、断片的な情報を整理し、統合し、評価するうえでも有効である。
- ④ 「該当なし」欄を拾うことにより家庭のマイナス面だけでなくプラス面の把握ができ家族の力を活用するときの手がかりになる。
- ⑤ 不明項目が多い領域を確認でき、今後の調査のターゲットが絞れる。
- ⑥ 前回の会議で決定したときの家庭・子どもの状況と現状との比較ができる。この間の援助内容に効果があったかどうかの評価にも使える。
- ⑦ 関係機関同士で在宅支援メニューや機関の役割分担を考えたりする際にも有用である。特に、関係機関が同じアセスメントツールを用いることは、ケースに対する情報や問題意識の共有を図り、相互理解を深めるために不可欠である。

#### (2) リスクアセスメント記入のしかた

リスクアセスメントシートをつける際、はじめからすべての項目を埋めようとしなくとも良い。初回についてみて不明であれば、なぜ不明なのかと考えることに意味がある。

リスクアセスメントシートは単なるチェックリストではなく、どこに問題が多いのか、それを解決や軽減するにはどのようなサービスや支援が必要か、支援に対するニーズはどの程度かという視点のもとに、具体的な対応を考えていくためのものもある。リスクを見るときの留意点としては、リスクの個数だけでなく、リスクが継続する期間、親と子の衝動コントロールの有無、家族の持つプラス面「強み」、使える資源の有無をトータルとして考えることが重要である。

実際の援助では、養育者のプラスの力を生かしていくことも重要なポイントになる。したがって、チェックのない項目はプラスであると考え、養育者の持っている力をどのように伸ばし援助するのかという視点も意識することが必要である。

はじめのうちは時間がかかるが、担当者ひとりでつけるよりも、同僚や上司、関係機関など複数でつけることを心がける。それぞれの担当者の認識の違いはどこから生じているのか、客観的事実はどうなのか、つき合わせることにより、相互理解と有機的な連携を可能にし、感情的で不

毛な議論を避けることができる。

### 参考 リスクアセスメントシートQ&A例

Q1 成人した兄による身体的暴力があった場合、兄について評価するのか、同居の親について評価するのか。

A1 このケースでは、親について評価する。兄による暴力から子どもを守れないので、親によるネグレクトとして捉えられるが、市町村・児童相談所は身体的暴力の危険性があるケースとして認識し援助する。親がいなくて兄が養育者であれば、兄についての評価である。

Q2 性的虐待ケースで、現在は虐待者である父とは別居している母のところにいるので、リスクアセスメントの評価がとても軽くなり、実感と異なる気がする。

A2 このケースの場合、リスクアセスメントシートの合計値は低くなると思われる。しかし、確実に父と分離できる条件が整わないままでは、高いリスクをはらんだケースだという実感のほうが正しく、リスクアセスメントシートの点数だけで判断してしまうと危険なのはこういう場合である。

このケースの場合、中途半端な段階で目を離すと危険なケースという認識を持ち、安心できる状況になるまで援助する。性的虐待に限らず、DVが潜在している場合に、いったんは父母が別居しても、関係機関が目を離した間に、また同居していることがままあるので注意が必要である。

